

Title	大英図書館所蔵コータン出土木簡の再検討 : 木簡内容とその性格をめぐって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2014, 48, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56610
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大英図書館所蔵コートン出土木簡の再検討

—木簡内容とその性格をめぐって—

荒川 正晴

キーワード：羈縻支配／コートン語・漢語バイリンガル木簡／叱半 chau pam

はじめに

大英図書館が所蔵するコートン出土の漢文木簡および漢文・コートン語バイリンガル木簡（以下、特に断らない限り「漢文木簡」と略称）については、その一部が同図書館において Or.8211-975～983 の番号を付けられるとともに、Chavannes によってそれらの録文と写真が紹介された [Chavannes1913]。もちろん、これ以外にもコートンから出土した「漢文木簡」は存在し、それらがようやく 2007 年になって汪濤・胡平生・F. Wood によって報告された¹⁾。現在、Or.8211-1734～1749 の番号をもって整理されている木簡がそれである。ただし残念ながら、1734～1749 の写真や録文については、現在このうちの 1738・1746・1749 しか紹介されていない²⁾。

私はちょうど 2007 年の夏に、大英図書館において Chavannes 紹介の木簡をあらためて調査するとともに、これら 1734～1749 の木簡も全てではないが実見し³⁾、これらがコートン出土の木簡であることを把握していた。さらに調査の結果、Chavannes 作成の録文およびそれを改訂した東野治之の録文 [東野 1980] にはいくつかの誤りがあるうえ、同木簡の年代も再考する必要があることが明かとなった。そこで本論文では、Chavannes・東野作成の録文を修正するとともに、その年代について考察し、さらにこの木簡がどのような性格を持ち、如何に機能していたのかをあらためて検討することにしたい。

1. 大英図書館、コータン出土漢文木簡のグルーピングとその形態

大英図書館が所蔵するコータン出土「漢文木簡」には、先に挙げた Or.8211-975～983、Or.8211-1734～1749 だけでなく、実は IOL Khot W の番号をもつ木簡⁴⁾ や Stein No. が付いたものがある。したがって、コータン出土「漢文木簡」を検討するには、これらを総合して考える必要がある。

まず出土地域によりこれらをグルーピングしておくと、以下の三つのグループに分類が可能である。

(A) Mazar-toghrak、(B) Balawaste、(C) Dandān-uiliq

各グループには、それぞれ以下のような「漢文木簡」が存在する。

(A) Mazar-toghrak

Or.8211-975～980, Or.8211-1734～1749

(B) Balawaste⁵⁾

Or.8211-981-983, IOL Khot W43, 59/1-2, 63, 66/1-2, 72/1-2, 73, 74

(C) Dandān uiliq

S.5891 (Or.8210) [遺跡番号 D.v. 5、思略の屋敷跡とされる遺構より出土]⁶⁾

このうち IOL Khot W の番号をもつ木簡は、出土地が明確に記録されているわけではないが、これを Balawaste 出土として加えたのは以下の理由による。まず IOL Khot W63 (26.3 × 2.2 cm) は、現状では文字はほとんど読みとれないが、以下のようにいくつかの文字を認めることができる。

r. 拔□□□□税□□□□□大十□□□□ □□□

v. □□□□□□□□□□斛□ /rrusa hauḍā2 khe 9

(コータン文訳：delivered barley 2 (šaṃgas) 9 khas) [Skjærvø2002, p.572]

これは、以下に掲げる Balawaste 出土の Or.8211/981・983 と近い表現であることが認められる。⁷⁾

・ Or.8211/981 (33.5 × 3.0 cm)

r. 抜□□□□税小伍碩柒斗大十八月四日得足□

v. 大十税小五石七斗□ (以下、未解読のグラフィック文字)

・ Or.8211/983 (32.5 × 2.4 cm)

r. 抜□□大十税小壹碩伍斗大十八月四日得足□

v. 大十税小一石五斗三 [

次に IOL Khot W43 (19.0 × 2.3 cm) は、以下のように移録できる。

r. [漢文部分、未確認]⁸⁾

v. 肆碩陸斗□ (ca.5 aksaras) 4 kũ 6 şaga

(コータン文訳：4 kūsas, 6 şamgas) [Skjærvø2002, p.570]

この IOL Khot W43 の最後の漢字サインは、Balawaste 出土の Or.8211/981 や 982 に見える漢文部分の最後の署名と同じであることが認められる。さらに IOL Khot W 59/2, 72/2, 74 には、断片的なものながら Balawaste 出土の Or.8211/981 ~ 983 に記されている「大十税小」の文字を認めることができる。

これらのことから、Chavannes 紹介の漢文木簡以外にも、スタインが Mazar-toghrak および Balawaste 出土の木簡を持ち帰っていたことがうかがえ、このうち Mazar-toghrak 出土の「漢文木簡」は Or.8211 番号で、また Balawaste 出土の「漢文木簡」は IOL Khot W の番号で現在整理されていることが分かる。なお Dandān-uiliq 出土の「漢文木簡」は数がきわめて少なく、今のところ S.5891 (Or.8210) が知られるのみである。

またこれら木簡の形態に注目して見ると、いずれも棒状の木簡であるものの、その長さや幅・厚みなどにまったく統一性はない。ただし下記に掲げるように、(A) Mazar-toghrak と (B) Balawaste は、上端部分に刻み目 (ノッ

チ)を付けるとともに、下端部分に孔をあけた形を取るのを特徴とし(以下、[ノッチ+下端孔]型と略称)、それに対して(C) Dandān-uiliq 出土の漢文木簡は、上端部に刻み目(ノッチ)はあるものの、下端部に孔はあけられていない(以下、[ノッチのみ、孔無し]型と略称)。

(A) Mazar-toghrak

漢文(表・裏)とコータン文(裏)のバイリンガル木簡⁹⁾

[ノッチ+下端孔]型

(B) Balawaste

漢文(表・裏)とコータン文(裏)のバイリンガル木簡

[ノッチ+下端孔]型

(C) Dandān-uiliq

漢文のみ(表・裏)

[ノッチのみ、孔無し]型

この形態上の相違は、木簡としての機能が異なることに起因するものであり、この点については、後節であらためて触れる。

なおこれらの出土地のうち(A)のMazar-toghrakは、現在のDomoko達磨溝に近在する遺跡であり、(B)Balawasteも同じくDomoko周辺にあったと言える。ただしBalawasteは、Mazar-toghrakに比べるとDomokoからはやや距離があり、Domokoの北方11km辺りに位置していた。他方Dandān-uiliqは傑謝郷であると同時に傑謝鎮が置かれていたオアシスであり、コータンから東に延びる交通路上に位置する両遺跡からは北に遠く離れた地点にあった。

木簡資料に関して言うと、Domoko周辺からはスタイン将来の木簡だけでなく、ヘディンが将来したコータン語および漢文の木簡、さらには今でもコータン語・漢語のバイリンガルの木簡が、以下に挙げるように出土している。

①ヘディン将来木簡（8世紀後半ごろ）¹⁰⁾

[Domoko 地区より出土]

- ・コータン語の木簡（Vaśi'rasamga に宛てられた命令¹¹⁾）
 - ・漢文の木簡（「勿日桑宜 Vaśi'rasamga」に宛てられた領収書¹²⁾）
- [ノッチのみ、孔無し] 型。

②中国新出土木簡（開元15（727）年の木簡）¹³⁾

[1991年、和田地区策勒県達磨溝老七大隊の東10km、謝依徳阿格孜より出土、Mazar-toghrak 近辺か]

- ・漢文（表・裏）とコータン文（裏）のバイリンガル木簡。
- [ノッチ+下端孔] 型

③中国新出土木簡（開元10（722）年の木簡）¹⁴⁾

[2005年以來、中国国家図書館により収蔵]

- ・漢文（表・裏）とコータン文（裏）のバイリンガル木簡。
- [ノッチ+下端孔] 型

Domoko 周辺より将来したスタイン木簡は、これらの①～③の木簡とりわけ②③の中国新出土木簡との関係に注意して検討する必要はあるが、この点については次節で考察したい。

2. Mazar-toghrak 木簡の録文および年代の再検討

(1) Chavannes および東野録文の修正

本木簡については、早くに Chavannes によって録文が発表されたが、その後、東野治之によってそれは大きく修正された。その修正点は、以下の通りである [Chavannes1913, pp.217-218; 東野1983, pp. 46-47]。

(A) Mazar-toghrak group (No.975 ~ 980)

① No.975 - MT.70 [Or.8211/975]

[Chavannes]

□悉貴叱半□□納十五錢□報數應虧□壹升八月廿二日□□□

[東野]

□悉貴叱半□□納十五年緇綵料□壹碩壹斗八月廿二日「□□□」

(異筆、以下同)

② No.976 - MT.40 [Or.8211/976]

[Chavannes]

□悉貴□□□□納十五錢□報數應虧陸升□□廿四日□□□

[東野]

□悉貴叱半□□□納十五年緇綵料□兩碩陸斗 八月十四日「 [] 」
(曜?) (床?)

③ No.977 - MT.37 [Or.8211/977]

[Chavannes]

□悉貴叱半□□娑納十五錢報數應壹升十月□日□□□

[東野]¹⁵⁾r. □悉貴叱半□□令娑納十五年緇綵料□壹斗十月□日「□□□」
(熱?) (床?)

v. □□

④ No.978 - MT.26 [Or.8211/978]

[Chavannes]

□□貴叱半□□□納十五錢報數應□□用九月十日□□

[東野]

□□貴叱半□□□納十五年緇綵料□□□□九月十日「 [] 」
(床?)

⑤ No.979 - MT.44 [Or.8211/979]

[Chavannes]

□悉貴叱半□稽納十五錢□□□麥□□八月廿一日□□□

[東野]

□悉貴叱半□□納十五年□□□麥壹碩八月廿一日「□□□」
(軫?)

⑥ No.980 - MT.63 [Or.8211/980]

[Chavannes]

…納十五錢□□數…

[東野]

] 納十五年純□料□□□ [
(綵?)

これに対して、今回、荒川が現物調査を経て作成した録文は、以下の通りである。¹⁶⁾

① No.975 - MT.70 [Or.8211/975] 31.1 × 2.1 cm

屋悉貴叱半□□納十五年駝驢料青壹碩壹斗八月廿二日□□□

② No.976 - MT.40 [Or.8211/976] 31.4 × 2.9 cm

屋悉貴叱半□□納十五年駝驢料床二碩陸斗□月廿四日□□□

③ No.977 - MT.37 [Or.8211/977] 約40 (現在は三断簡に分かれる¹⁷⁾) × 2.9 cm

r. 屋悉貴叱半□冷? 姿納十五年駝驢料床壹斗十月□日典? □□官
v. □□

④ No.978 - MT.26 [Or.8211/978] 約36 (現在は二断簡に分かれる¹⁸⁾) × 2.2 cm

屋悉貴叱半□□□納十五年駝驢料青參碩閏九月十日「□□

⑤ No.979 - MT.44 [Or.8211/979] 約33 (現在は二断簡に分かれる¹⁹⁾) × 2.9 cm

屋悉貴叱半□□□納十五年駝驢料青壹碩□□□□□□□□²⁰⁾

⑥ No.980 - MT.63 [Or.8211/980] 28.1 × 2.2 cm

□□□□納十五年駝驢料□□□□□□

そのほか同じく (A) Mazar-toghrak の group で文字の痕跡がある木簡につ

いて、調査し得たものだけでもここに書き留めておくと、以下のものである。

⑦ Or.8211/1734 37.0 × 2.8 cm

v. □□□

⑧ Or.8211/1738 30.5 × 3 cm

r. [] 年駝驢料青壹碩閏九月 [

v. □□□□□□

⑨ Or.8211/1739(1) 30.1 × 2.1 cm

r. 屋悉貴叱半□□□納十五年駝驢料□□□□

⑩ Or.8211/1739(2) 長さ 10.5 cm

v. □官□□

(2) 「閏九月」の移録と木簡の年代

Mazar-toghrak 出土のスタイン将来木簡 (No.975～980) の録文の読み直しのなかで、とくに注目されるのは、「閏九月」という文字が認められることである。Chavannes 紹介の木簡のなかでは、④No.978 - MT.26 [Or.8211/978] がそれである。またこの「閏九月」については、Chavannes が紹介しなかった、上記⑧Or.8211/1738 の木簡でも明瞭に確認することができる。

ところで、これまで Mazar-toghrak 出土の木簡の年代については、同木簡に書かれている「十五年」を、Balawaste 出土木簡の推定年代である「大暦十年」に合わせて、大暦十五（建中元、780）年と推測されてきた²¹⁾ところが、大暦十五年には閏月は置かれておらず、「閏九月」が置かれたのは八世紀においては景龍二（708）年と開元十五（727）年だけである。²²⁾またコータンでは唐内地と閏月の設置が一月ほどの誤差を生ずることはあったが、²³⁾閏月の設置年がずれることは無かった。とすれば、この「十五年」は開元十五年以外にはないと言えよう。

このことから、Mazar-toghrak 出土木簡は、これまで言われてきた大暦十五（780）年ではなく、開元十五（727）年のものである可能性が高いことが知られる。となると、このスタイン将来の Mazar-toghrak 出土木簡は、前

掲②の 1991 年出土木簡〔開元 15 年木簡〕と年代を同じくすることになる。この前掲②木簡とは、以下のようなものである。

・[艾再孜・阿布都熱西提 1998, p. 104「CDX004」；Rong and Wen 2009, p.104；榮・文 2009, pp.57-58「No.37」]

r. 屋悉貴叱半一里桑宜、納青麥柒斗。開元十五年九月十三

v. 日、典劉德、官李賢賓。Birgamdara súdamgulä rrusa kha 7 šyeyye şau hviṃdū sal[y]e

スタイン将来木簡冒頭の「屋悉貴叱半」の「叱半」とは、既に吉田が早くから明らかにしているように、chau pam と呼ばれるコータン語の職官の漢字音写であり、それはコータン語の biša (村もしくは坊)において一般百姓からの徴税などを担当した官吏であった。²⁴⁾したがって「屋悉貴」というのは、コータンの biša の名前の一つであったことが分かる。²⁵⁾なお biša は、コータン地域において徴税の最小単位となっており、「屋悉貴」とはコータンの地名 Ustāka の漢字音写であった。²⁶⁾

またこの「屋悉貴」は「拔伽 Birgamdara 郷」の管轄下にあり²⁷⁾、その「拔伽郷」は唐がコータン地域に置いたとされる 10 州の一つ「六城州」管下の六つの au (郷もしくは城)²⁸⁾の一つであった。つまり「屋悉貴叱半」とは、六城州・Birgamdara 郷の Ustāka 村の chau pam を意味していた。そしてこの叱半が、徴税の最小単位となっていた biša において納税担当の最下層の官吏として穀物を納入していたのである。

先の②中国新出土木簡も冒頭に「屋悉貴叱半」を記し、彼が穀物を納めていたことを記す点ではまったく同じであり、両者の木簡がきわめて近い内容をもつことは明かである。さらに②中国新出土木簡は「策勒県達磨溝 Domoko 老七大隊の東 10 km、謝依徳阿格孜」より出土したと報告されるが、これが正確な出土地点を伝えている保証はまったくない。やはりその内容の近さから、両者は同一の遺跡すなわち現 Domoko に近在する Mazar-toghrak

より出土したものと見るのが妥当であろう。²⁹⁾

(3) 「駝驢料」の移録

このほか今回の録文修正で注目されるのは、東野により「絁綵料」と移録されていた部分を文字の形から「駝驢料」と読み改めたことである。この修正を傍証するものとして、唐代の穀物支出に関わって「～料」という表現で頻出するものとして「馬料」が挙げられ、それは明らかに馬畜に与えられる穀物を指している。とくに館駅の馬畜に対する飼料支出に関わるものが目立っている。³⁰⁾つまり「駝驢料」であれば、それはロバや駱駝などに与えられる食糧というごく自然な表現になる。

これに対して「絁綵料」は、どのように解釈できるか。これについては、東野が指摘するように、本来「絁綵」を納めるべきところを「穀物」などで代納することを意味する語として解することも不可能ではない。³¹⁾しかしながら、唐代の穀物出納に関わる「～料」の表現として「絁綵料」はいささか不自然な感は否めない。ここはやはり文字のかたちに加えて、穀物出納に関わる表現としても「駝驢料」の方が妥当であることを指摘しておきたい。となると、この穀物納入は交通関係の課税と関係していたことが考えられよう。この点については、第4節で検討したい。

3. Mazar-toghrak 木簡の性格

まずスタイン将来木簡と中国新出土木簡が出土した Mazar-toghrak 遺跡について、スタインはここから数種からなる多量の穀物や木製の鍵が発見されたことを報告している。³²⁾この事実から、東野がこの遺跡を「収税管理にあたる官衙」³³⁾であるとし、吉田がそこに「地方の官衙の倉庫があった」³⁴⁾と指摘するのも頷ける。

また木簡の性格について東野は、Mazar-toghrak 出土の木簡を「荷札木簡」[東野 1983, pp.46-49] とし、Balawaste 出土の木簡も同様の性格をもつと指

摘する一方で、あるいは「税物収納用の付札」かとも推測する [東野 1983, p.51]³⁵⁾。

この先行研究の見解を踏まえて、これらの木簡はいつ、どこで、どのように使われたのかを検討してみたい。

(1) 木簡はどのように機能したか？

本木簡の機能を検討するに際して重要となるのは、一つには、刻み目と孔が何時、どのように付けられたかという問題がある。この点に関係して注意すべきことは、私が調査した範囲では、この木簡は文字を書き入れる前に、刻み目を付けたり孔をあけたりしていたことである。³⁶⁾

この推測は、孔と刻み目はあるものの文字の痕跡が認められない木簡 Wooden tablet を、スタインが Mazar-toghrak より数多く将来していることによっても傍証される。公表されているリストからその一部を以下に挙げておく [Stein1921, vol.1, p.209]。

M.T. 32. Wooden tablet, effaced. One end broken. Hole at other end. Both sides flattened. No trace of writing.

M.T. 41. Wooden tablet, effaced. Complete. Hole at one end. At other end five cross-grooves. No trace of writing. Both sides flat.

M.T. 48. Wooden tablet, effaced. At one end hole, other end broken. Rotten. No trace of writing.

M.T.58. a-m. Twelve frs. of wooden slips. (a),(b), and (c) have one side crossed with incised lines (3,5 and 5); (d) has hole at one end. Rotten, no writing visible.

M.T.62. Wooden tablet, effaced. Broken both ends. *Obv.* convex. *Rev.* flat. No trace of writing.

もちろん本来木簡に文字があったものが、時間の経過とともに文字が薄れて消失してしまった可能性を考慮しなければならないが、リストに載せられ

る「No trace of writing」の Wooden tablet は数多くあり、すべてをこれで解釈できるとも思えない。やはり、何らかの事情により文字が書かれなかった、刻み目と孔だけの木簡が残存したことを想定せざるを得ない。

以上のことから、基本的には木簡には文字を書き入れる前に、先ずは刻み目と孔を付けたと推測できる。

そもそもスタイン将来 Mazar-toghrak 出土木簡は、既に指摘したように、六城州、抜伽郷、屋質貴村の叱半が穀物を税として納めたことを明らかにしているが、その納入・運搬先が Mazar-toghrak であった。先に述べたように、この Mazar-toghrak の遺跡が、穀物倉を備えた何らかの遺構もしくは「収税管理にあたる官衙跡」であったとすれば、この運搬は、Ustāka 村から、より上級の官司へ税物を納入するためであり、この Mazar-toghrak 辺りに税收穀物を受け取る同官司の官衙が存在していたことが考えられる。では、その官司とは何か？

この点に関しては、既に文欣が検討するように、Mazar-toghrak の遺跡付近には、六城州管下の au の一つであった Āskuīra 郷があったことが IOL Khotan Wood の木簡資料からうかがえる [文 2008, pp.122-123]。もちろん Ustāka 村が税を納めたということから、Mazar-toghrak 遺跡には同村を管掌する Birgāmdara 郷の官衙が存在したとも推測できるが、Birgāmdara について吉田はこれを Balawaste の古名と見ており [吉田 2006, p. 51]、また文欣はこれがスタインの言う Old Domoko 辺りにあったことを指摘している [文 2008, pp.121-122]。

これらのことから、ここに問題とする官司とは Āskuīra 郷のそれであったことが推測される。ただし、この場合、Birgāmdara 郷管下の Ustāka 村が、何故に Āskuīra 郷へ税を納めに行ったのかについて明確な説明が求められることになる。

この点については、吉田が Dx.01461 を挙げ、「Āskuīra にいる Sigū が、配下の Birgāmdara, Pa, Phanya, Gaysāta の spāta や pharsa たちに、「ここ」すなわち Āskuīra に来るように命令している。」と指摘していることに注目され

る。今後、さらに検討を進めなければならないが、Āskuīra は Birgāmdara に命令を下す立場にあったことがうかがえる。つまり Mazar-toghrak には Āskuīra 郷の官衙が置かれるとともに、同じく au である Birgāmdara 郷に Āskuīra 郷が納税を命じていたのである。

こうした状況を前提にして考えた場合、木簡の刻み目と孔はどの時点で付けられたのであろうか？これについては、木簡自体の形、とくにその幅や厚さなどがあまりにも多様であったことから、これが税物を受け取る au 郷側で一律に用意したとは思えず、屋質貴村の叱半が穀物を運ぶ最初の段階でそれを付けたことがまずは考えられよう。

刻み目は、既に中国の新出木簡より明らかにされているように、太い刻み目は一本で「一石」、細い刻み目は一本で「一斗」を意味しており、³⁷⁾ このことはスタイン将来の木簡でも基本的に認められる。つまり同村の徴税責任を担う叱半が、穀物を au 郷の官衙へ納めに行くにあたり、その運搬穀物の数量を刻み目で示したものと考えられる。さらに孔は穀物を納めた袋に木簡を括り付けるための紐などを通すためのものであった可能性は高い。

このように屋質貴村より六城州の Āskuīra 郷へ穀物が送付された時点では、納入穀物の数量を保証した「荷札」として機能していたと見られるが、その穀物が Āskuīra 郷の官衙へ納入されるに当たっては、この「荷札」がどのように扱われたのかが問題となろう。

この問題に対して、重要となるのは、これらの木簡がまとまった形で出土していることである。とくに、前掲②中国新出木簡の場合、複数の木簡の孔に紐が通されており、それによって木簡が束ねられていたことに注目される。³⁸⁾ 紐が出土時の状況を示すものであるとすれば、この木簡の機能の一端を示すものであろう。つまり、木簡は au 郷の官衙において検収される際に、漢文とコータン文が記されるとともに、au 郷において収税の控えとして、または控え書類を作成する伝票のようなものとして、紐を通して保管されていたと見られるのである。また漢文木簡には、前掲 [ノッチのみ、孔無し] 型木簡 (Dandān-uiliq や Domoko 出土とされる漢文木簡) が納税の領収書の

機能を果たすものもあったことが指摘されている〔吉田 2006, p.27〕ので、Āskuīra 郷では「荷札」木簡に漢文・コータン文を書き込むと同時に、こうした領収木簡にも文字を書き入れ、³⁹⁾それを叱半に発給していたことも考えられよう。

(2) 1人の典と1人ないし2人の漢人官員の署名は何か？その後のコータン文は誰が書いたか？

スタイン将来木簡からも読みとれる部分はあるが、中国新出木簡には明らかに漢人の「典」と「官」の署名が漢文銘文の最後に付いている。既に推定したように、Mazar-toghruk 遺址が Āskuīra 郷の官衙の遺構であるとすれば、まず想起されるのは納入される穀物を受け付け、それを検査する役人たちの存在である。

では何故、漢人の「典」と「官」であったのだろうか？このことを検討するにあたり、参考になると思うのは、敦煌を場とするものではあるが、沙州に常駐していた豆廬軍の軍倉関係の以下に掲げる文書である。

〔唐天寶六載（747）十一月河西豆廬軍軍倉收納糶粟牒〕（P. 3348 v）

（ 前 欠 ）

- 1 「廿九日」
 2 軍倉
 3 行客任愆子、納交糶粟壹伯捌碩陸斗。空
 4 右奉判、令檢納前件人交糶粟、納訖具
 5 上者。謹依檢納訖、具狀如前。謹録狀上。
- 6 牒、件 狀 如 前、謹 牒。
- 7 天 寶 六載十一月 日典李惠明牒。
 8 典張玄福。
 9 判官司法參軍于重暉。

- 10 「付 判、 元 感 示。
 11 監官別将 曹阿賓。
 12 廿 九 日。』
 13 十一月廿九日、典鄧禳受
 14 孔目判官（ 押 ） 付
 15 計 料、暉 白。
 16 廿 九 日。
（縫背署「暉」）
 17 行客任恚子粟壹伯捌碩陸斛、 ㄹ 估廿一文、計錢貳拾貳貫捌^伯
 18 陸文、折給小生絹陸拾陸疋、 ㄹ 估參伯捌拾文。
 19 牒、件 斛 斛 如 前。謹 牒。
 （ 後 欠 ）

本文書は、敦煌豆廬軍の軍倉による状式文書であり、行客・百姓が軍の穀物買い上げに応じて、豆廬軍に穀物を納入した際に作成されたものである。ここから行客・百姓が納入した穀物を軍が受け入れるにあたって、どのような手続きが軍司（軍の官衙）で取られたのかを具体的に読みとることができる。

本文書によると、行客・百姓が納入した穀物に対しては、「納入穀物の内容を取り調べたうえで（軍倉へ）納め、納め終わったら報告せよ」との判が出されたようで、それを受けて軍倉において納入穀物のチェックが実施されている。その検査が終わった後で軍倉では、軍倉の典が判官司法參軍と監官との連名で状を作成しており、それが前掲文書の2-11行目にあたる。この状自体は、豆廬軍司に向けて発出したものと考えられ、孔目司が窓口としてそれを受け付けたものと見られる。受け付けた孔目司では豆廬軍使の指示により、再度、孔目判官がそれを豆廬軍の司法に回付している。その後、回付された司法では、司法を總じる參軍（判官を兼務）が、穀物納入者に対する支払金（穀物買い上げ額）を計算せよと命じ、それが担当官司（司法）で計

算されたことが知られる。

敦煌での穀物買い上げと羈糜州が置かれたコータン地域での納税とでは事情も異なるので、安易な比較は謹むべきかと思うが、漢人の典と官がセットで登場する場合、やはり唐の駐留軍との関係を考えざるを得ない。Mazar-toghrakの木簡出土遺跡がĀskuīra郷の官衙の遺構と関係しているものの、おそらく同木簡に見える漢人の典は駐留軍関係の典であり、官とはその上位で統轄・管理する判官や監官の類であった可能性は高い。つまりコータンでも百姓などからの穀物納入に際し、漢人の典と官が並んで出てきた場合、それは駐留軍関係の漢人典が穀物を受け付け、それを漢人の官がチェックしたうえで穀物倉に納めていたことが考えられるのである。その際に典により漢字部分が書き込まれ、チェックした官により署名されたと考えられる。

以上から、六城州・拔伽郷の屋質貴村の叱半により税物である穀物がĀskuīra郷の官衙に運ばれると、駐留軍の漢人典により漢文本体とその署名が書き入れられ、その後で監官・判官⁴⁰⁾などの官による検査を経て、そのサインが加えられたと見られよう。そして、コータン人の胡書典による書き入れと推定されるコータン文が、この漢文本文と典・官の署名の後に書き添えられているのである。

以上の状況をどのように考えるべきか。これについては、この木簡が出土したMazar-toghrakが如何なる場所であったのか、という問題とともに最後に検討してみたい。

4. 木簡が出土したMazar-toghrakには何があったか？

これまで検討してきたことから、Mazar-toghrak遺跡には、税収穀物を受け取るĀskuīra郷の官衙が存在していたことが推測できる。とくにBirgaṃdara郷の百姓には、交通関係の税役が課されていたようで、先に掲げたDomoko出土とされる①ヘディン将来木簡（吉田2006, p.27）にも、次のように見えている。

拔伽百姓勿日桑宜納館家草壹落子。永泰三年正月五日、曹頭忽延牌

木簡の冒頭に記されている拔伽 Birgamdara 百姓の勿日桑宜 Vaśi'rasaṃga は、同郷管下の村坊において叱半的な立場にあったと推測され、⁴¹⁾ その彼が馬畜の飼料として草を駅館に納めていた。本木簡は、納入に際して彼が受け取っていた領収木簡と推測される。おなじく Vaśi'rasaṃga には、別に多くの交通関係の税役が課せられていることから、⁴²⁾ 現 Domoko 南近縁の Mazar-toghraq にあった Āskuira 郷がコータンから東方に向かう途中の交通拠点として重要な役割を果たしていたことが考えられる。もしそうであれば、ここに駅館が置かれたのも当然と言えよう。

また駅館が設置されているところは、通常、軍事施設が併設されていることが多いことから、⁴³⁾ この Āskuira 郷も傑謝郷 (Dandān-uiliq) と同じように軍事施設が併設されていた可能性は高い。

この点に関して留意すべきことは、コータン都城の東方に位置する地区における軍事上の最重要拠点として、坎城鎮 (守捉) (Uzun Tati 付近、コータンから 300 里〈約 135 km〉) と藺城鎮 (守捉) (コータンから 600 里〈約 270 km〉) とが設置されていたことである [『新唐書』卷四三下、地理志]。Mazar-toghraq があった地点は、まさにこの両拠点の間に位置しており、同時に両拠点の間には漢人の交通・軍事拠点として、以下に挙げるように堡が設置されていた。

【コータン都城】

↓

- ① 坎城鎮 (守捉) (Uzun Tati 付近) ※コータンの東 300 里 (約 135 km)

↓

- ② 彭懷堡

↓

③ 移杜堡

④ 蘭城鎮（守捉）⁴⁴⁾（現Niyaか⁴⁵⁾） ※コータンの東600里（約270km）

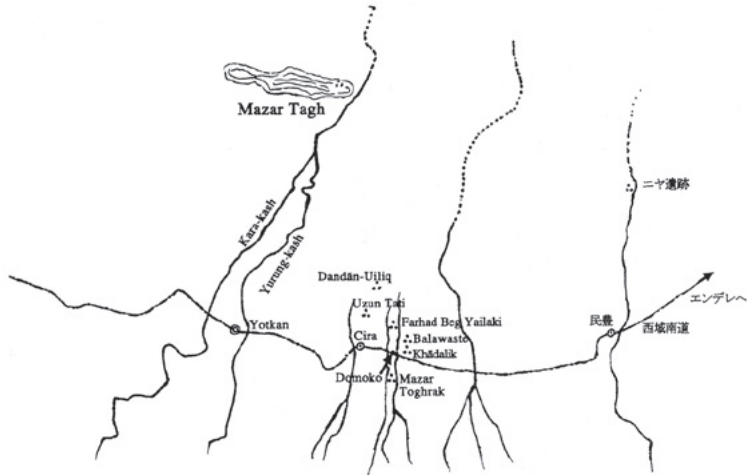
このことから Mazar-toghrak があつた地域（Āskūira 郷）は、坎城鎮（守捉）と蘭城鎮（守捉）とを結ぶ交通・軍事上の重要オアシスとして堡が併設されていたところではないかと考えられる。二つの堡が置かれていたが、その位置からすれば②彭懷堡が候補として挙げられる。またコータン地域において堡とともに交通拠点である館が併置されていたことは、神山堡と神山館の例がある⁴⁶⁾。そのことから見れば、彭懷堡にも館が設置されていた可能性は高い。「駝驢料」とは、そうした堡や館の駄畜のための食料供出を支えるため、Birgāmdara 郷管轄下の Ustāka 村の百姓に税として課せられた穀物と考えるのが妥当であろう。

結語

以上、大英図書館に所蔵されるスタイン将来「漢文木簡」のうち、主に Mazar-toghrak 出土の木簡を対象に、その性格や機能について検討してきた。検討の結果、この木簡の年代はこれまで推測されてきた大暦十五年ではなく、それを大きく遡る開元十五年であることが明かとなった。これは近年新たにコータンで発見された木簡とほぼ年代を同じくするばかりか、その内容・性格も基本的には共通している。これらがともに、Mazar-toghrak 辺りより出土した可能性を指摘する所以である。

またこの Mazar-toghrak には、Āskūira 郷の官衙が置かれるとともに、同郷には坎城鎮（守捉）と蘭城鎮（守捉）との間に置かれていた交通・軍事上の重要オアシスとして堡が併設されていたのではないかと推測した。そしてスタイン将来 Mazar-toghrak 出土木簡に記される税物の「駝驢料」とは、そうした堡や館の駄畜のための食料供出を担った穀物と考えた。

初歩的な考察に終始したが、今後さらなる実見調査の機会を得て、他の木簡を含めて検討を深めてゆきたいと思う。多くの博雅のご指正を望む次第である。



吉田 2005, p. 167

コタン地区の地図

[注]

- 1) 汪濤・胡平生・F. Wood 編『英国国家図書館蔵斯坦因所獲未刊漢文簡牘積文』上海辞書出版社、2007.12。本書では、Or.8211-993 ~ 3835 の簡牘類(欠番 1352 ~ 1732, 3230 ~ 3242)が調査対象とされ、その中にコタン出土木簡が含まれていたことが指摘されている。同書、p.7。
- 2) 録文は前掲書 p.7、写真は同書の図版 12 に載せられている。
- 3) 実際に調査できたのは、1734-1739 の木簡に限られ、1740-1749 については未見であるが、写真が公表されている 1746 や 1749 の木簡を見ると、内容的にすべて一連の木簡であったと判断できる。
- 4) Skjervø 2002, pp.557-573 を参照。IOL Khot W の番号をもつ木簡は、一部を除き、出土地が明確ではない。
- 5) IOL Khot W の番号をもつ木簡で出土地が明確に分かるのは、次の注にも挙げる

IOL Khot W2, 3 [Dandān uiliq 出土] だけである。

- 6) Dandān uiliq の遺跡番号 D.v. の性格については、榮新江 2005, p. 34; 吉田 2006, p. 17 参照。同遺跡からは、この他にもコータン語の木簡として IOL Khot W2, 3 [遺跡番号 D.v. 3, 4] が出土している。
- 7) Chavannes1913 および東野 1980 の録文とはかなり異なる。現状では文字は不明瞭であるが、実見して録文を作成した。
- 8) 調査時に事情があり、recto 面を実見することができなかった。何れ確認したい。
- 9) ただし現状では、裏面のブラフミー文字コータン語は薄れており、明瞭には確認できない。
- 10) ヘディン将来木簡については、日本書道教育会議(編)『スウェン・ヘディン桜蘭発現 残紙・木牘』1988, p. 128, No.117 や吉田 2006, pp. 26-27 など参照。
- 11) Hedin 文書のうち、棒形の簡素な木簡は、Vaśi'rasamga に宛てられた徴税に関する命令であるという。吉田 2006, p. 26, pp. 50-51.
- 12) 本木簡と「勿日桑宜 Vaśi'rasamga」については、吉田 2006, pp. 26-27, p. 51 を参照。
- 13) 鮑再孜・阿布都熱西提 1998, p. 104; 榮新江・文欣 2008, pp. 57-58, 彩版参; Rong and Wen 2009, pp. 104-105, p.118.
- 14) 榮新江・文欣 2008; Rong and Wen 2009.
- 15) ただし東野 1980 論文では、表・裏についての記載はない。
- 16) 文字があまり明瞭でない所があるが、穀物額については刻み目により釈読を確定した。
- 17) 三断簡それぞれの長さ：10.5cm, 20.5cm, 16.5cm。
- 18) 二断簡それぞれの長さ：29.6cm, 7.4cm。
- 19) 二断簡それぞれの長さ：26.5cm, 6.3cm。
- 20) 録文のうち「納十五年馳驢料」の部分は、現状では明瞭ではない。
- 21) 東野 1980 (1983, p. 48).
- 22) 平岡武夫『唐代の暦』(唐代研究のしおり第一) 京都大学人文科学研究所、1954年(復刊：同朋舎、1977年) p.112, p.136; 陳垣・董作賓(増補)『二十史朔閏表』藝文印書院、1977, p.92, p.94.
- 23) Hedin 24 文書から、コータン地域において貞元十四(793)年に閏四月が置かれていたことが分かる。ところが注 22 所掲の書によれば、唐内地では貞元十四(793)年には閏五月が置かれており、コータンでは一ヶ月の誤差を生じることはあったようである。
- 24) 吉田 2006, p. 53, pp. 124-125, pp. 131-132, p. 148; 文 2009, pp. 143-144.
- 25) 文 2008, p. 119.
- 26) この点を最初に指摘したのは吉田豊である。吉田 2006, p.53.
- 27) 文 2008, pp.119-120.

- 28) 六城州管下の六つの郷・城については、現在、以下のように推測されている〔吉田 2006, pp.47-48 注 66; 文 2008, p.120〕。① Cira 質邏 ② Gaysāta 傑謝 ③ Phanya 潘野 ④ Birgaṃdara 拔伽 ⑤ Āskuira ⑥ Pa'。なおかつては Phema (坎城) を六城の一つに挙げていたが〔張・榮 1993, pp.142-144〕、今ではそれは外されている。
- 29) ただし、②中国新出土木簡には、現在、閏九月木簡が発見されていない。
- 30) 「唐天宝十四(755)載交河郡長行坊申十三歳郡坊帖馬侵食交河等館九至十二月馬料帳」(『吐魯番出土文書』4, 文物出版社, pp. 537-540) ほか多くの文書を挙げるができる。コータンのマザル = ターグ出土の「貞元六(790)年十月于闐館子王作郎抄」の「神山館□料青麦」の「□料」というのも、神山館の馬畜に支出する穀物という意味で「馬料」と推補できよう。Cf. 荒川 2010, p.319.
- 31) 東野 1980 (1983, p. 48).
- 32) Stein 1921, vol.1, p.209.
- 33) 東野 1980 (1983, p. 49).
- 34) 吉田 2006, p. 132.
- 35) なお吉田も東野の見解を踏まえ「叱半が税を徴収して送付した際に使用した付け札」「倉庫に保管したときに添付した木簡」とする。吉田 2006, p.53, p. 132.
- 36) すべての木簡を調査したわけではないので、文字が始めに書かれた後に、刻み目(ノッチ)を付けたり孔を空けたりした木簡があった可能性を完全に無視はできないが、本論文では取り敢えずその可能性を考慮しないでおく。
- 37) Rong and Wen 2009, p.99; 榮・文 2009, p.45.
- 38) Rong and Wen 2009, p. 118, p.215, Plate9; 榮・文 2009, 彩版参。
- 39) そもそも刻み目が付いた領収書の機能を果たす木簡は、税を納める側が用意するのか、受け取る側が用意するのか明確ではないが、あるいは税を納める側が、「荷札」とともに「領収書」木簡にも刻み目を付けて用意したとも考えられよう。この点については、後考に待ちたい。
- 40) 拔伽郷とともに六城の一つとなっていた傑謝郷に関わって登場する漢人「判官」は、駐留軍に関わる漢人判官であり、彼らが軍管下の倉への穀物納入のチェックに関わっていたことは十分に考えられる。もちろん Mazar-toghrak 出土の木簡には「官」としか記載されず、これを判官と特定できるわけではないが、こうした判官らが六城州、Āskuira 郷管内の倉への穀物納入チェックに直接関わった可能性は高い。Cf. Rong and Wen 2009, p.99; 榮・文 2009, p.46;
- 41) 吉田 2006, p. 53.
- 42) 吉田 2006, p. 19.
- 43) 荒川 2010, pp. 247-250.
- 44) 蘭城ではなく蘭城であることは、李 2004, p.18 を参照。

- 45) Niya 説については、吉田 2006, p. 20 参照。吉田が指摘するように、Endere 遺跡ではあまりにもコートンから離れすぎている。
- 46) 荒川 2006, pp.303-304.

[参考文献]

- 荒川正晴 2010 『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会。
- 東野治之 1980 「古代税制と荷札木簡」『ヒストリア』86, pp.1-29 (再録補訂：『日本古代木簡の研究』塙書房, 1983, pp.45-98)
- 吉田豊 2006 『コートン出土 8-9 世紀のコートン語世俗文書に関する覚え書き』(神戸市外国語大学 研究叢書 第 38 冊)。
- 張広達・栄新江 1993 『于闐史叢考』上海書店。
- 篁再孜・阿布都熱西提 1998 「和田地区発現漢文、于闐文双語木簡」『新疆文物』1998-3, p.104.
- 李吟屏 2007 「発現于新疆策勒県的四件唐代漢文文書残頁考釈」『西域研究』2007-4, pp.17-23.
- 栄新江 2005 「丹丹烏里克的考古調査与唐代于闐傑謝鎮」『新疆文物』2005-3, pp. 31-35.
- 栄新江・文欣 2009 「和田新出漢語－于闐語雙語木簡考釈」『敦煌吐魯番研究』11, pp. 45-69.
- 文欣 2008 「于闐国“六城”(ksa au) 新考」『西域文史』3, pp.109-126.
- 2009 「于闐国官号考」『敦煌吐魯番研究』11, pp. 121-146.
- Chavannes, É. 1913 *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sable du Turkestan Oriental*, Oxford.
- Rong Xinjiang and Wen Xin 2009 Newly Discovered Chinese-Khotanese Bilingual Tallies, *Journal of Inner Asian Art and Archaeology*, 2008/3, pp.99-118.
- Skjærvø, P. O. 2002 (with contribution by U. Sims-Williams) *Khotanese manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library. Acomplete catalogue with texts and translations*, London, The British Library.
- Stein, A. 1921 *Serindia: detailed report of explorations in Central Asia and westernmost China*. 5 vols. Oxford:Clarendon Press. (Rep: New delhi, Motilal Banarsidass, 1980-1983).

SUMMARY

英国图书馆藏和田出土木简的再研究

——以木简内容及其性质为中心

荒川 正晴

本文以英国图书馆所藏斯坦因所获汉文木简中的麻扎托格拉克出土木简为主要对象，针对其性质及功能进行了探讨。讨论的结果证明，该木简的年代并非迄今为止所推测的大历十五年，而是应该往前大幅回溯到开元十五年。这些木简除了和近年在和田新发现的木简的大概年代相同之外，其内容、性质也基本上是相通的。这就是笔者指出它们可能都是出土于麻扎托格拉克周边的原因。另外，笔者还推测出，在麻扎托格拉克设置了 Āskuīra 乡的官衙的同时，可能也在该乡设置了一个堡，作为坎城镇（守捉）与藎城镇（守捉）之间的交通、军事上的重要绿洲。而且认为斯坦因所获麻扎托格拉克出土木简上记载的税物“驼驴料”，就是用来给这个堡及馆的牲畜当饲料的谷物。